

佐賀県警察プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出状況について（令和5年度）

1 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量

	令和5年度年間排出量
プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量（t）	161.0
廃プラスチック類（※1）	142.3
ペットボトル（※2）	17.5
その他の廃プラスチック類（※2）	1.1

※1 処理業者に処理を委託した産業廃棄物で、実測若しくは産業廃棄物管理票（マニフェスト）の重量を排出量として算定
他の種類の産業廃棄物との混合物であって、廃プラスチック類を分けられない場合には混合物全体の量を排出量として算定

※2 当該自治体の判断で一般廃棄物とあわせて処理することが可能な産業廃棄物で、実測若しくは排出時に使用したごみ袋の容量等から排出量を算定

2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制、再資源化等の主な取組

- ・ 廃プラ関連法案改正や廃棄方法を周知するため、職員に教養資料を配布した。【佐賀県警察全施設】
- ・ ごみ集積場所に分別や廃棄方法を記載した掲示を行い、職員に周知徹底した。【本部庁舎、佐賀北警察署、鳥栖警察署他】
- ・ ごみ集積場所に自治体の分別ルールを記載した掲示を行い、職員に周知徹底した。【鹿島警察署】
- ・ 排出量の抑制のため、職員にマイスプーンやマイボトル等の使用を促した。【警察学校、神埼警察署他】
- ・ 幹部会議や朝会において、プラ廃棄物の排出抑制等を呼び掛けた。【佐賀南警察署、伊万里警察署他】